時事新報は日本國中唯一の每日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千百三十五號
明治廿一年十二月十一日火曜日（丙辰）
舊戊子十一月九日
日出午前六時四十二分　日入午後四時二十七分　月出午後零時四十一分　月入午前十一時十六分　滿潮午前十一時十六分　午後十一時十七分
（西曆一千八百八十八年）

時事新報

人民の外交

國交際を大別すれば和親と通商との二樣にして甲は政府の司る所に屬し乙は總て人民の事なり國の政府に外務の本局を設け諸外國に吏員を派遣し文書を往復し互に信誼を通して人民の通商を便ならしめんことを圖り或は何らの行違ひよりして紛紜を生ずるの場合には談判を開き時として戰爭にも及ぶなど凡そ是等の大事は政府の當さに司る可き和親の部分なれども之を外にして凡そ兩國の物品を貿易賣買し又は兩國人の智識を交換する等人民の利害に關する私の事共は聊かも政府の干渉を俟たず人民の宜しく自ら處分す可き所のものにして即ち通商交通の部分なり本來日本の條約は法權上にも通商上にも甚だ不權衡を極めたるものにして之が改正をなさんとしても亦容易に行はれず、爲めに朝野の議論囂々として何れも不平の情に堪へざる所なれ共是は暫く政府の事として論外に擱き一方に我が人民と彼の人民との間に行はるゝ通商交通の事情如何を見るも惆悵に堪へざるもの甚だ少なからざるが如し例へば文明熱狂の輩が我國固有の文物を輕んじて漫に外國を恐れ却て彼れの侮る所と爲る者なり又は商賣の事に就ても日本の商人は往々取引上に無理難題を言掛けられ其都度多少の損失を蒙むるのみか顯然たる理非曲直の爭に於て公事裁判に及ぶの場合にも動もすれば敗する者多し何れも我日本國民が外人に輕蔑せらるゝの事實にして即ち人生に貴重なる榮譽私有の人權を蹂躪せらるゝものと云はざるを得ず然りと雖も本來他より來りて蹂躪する者あるは我れに間隙あるが故にして其罪必ずしも蹂躪者にあらず畢竟我國人が自尊自重の大義を知らざるに坐するものなりと我輩の斷定する所なり日本の人民は古來官尊民卑の風習に育てられ官邊をば一種不思議の靈境となして上下の懸隔甚だ遠ければ聊かにても官緣ある者は其品位格別に高く、民與ある者は一概に低くして其空氣の及ぶ所公私ともに隈なく行渡り殆んど脫却す可らざるの有樣にして例へば官邊末流の吏人と民間中等社會の富豪と孰れか尊くして孰れか卑しきやは問はずして知るに足るべき筈なれども從來の實跡に徵すれば尊卑の所在道理以外に顚倒し恰も官民の間は人權の格を異にするが如くにして吏人の威張るや限りなく富豪の卑屈なる亦驚くべし左れば今の政府に於ても先例に照らして之を御し易き人民と目し去り其私權を見ること甚だ重からざるが故に人民たる者は獨り心に自尊自重の旨を發明して之を伸さんこと抔とは思ひも寄らざる次第にして因循の久しき殆ど其性を成し日本の人民は今日尚ほ奴隸の境遇を免れざる者と云ふも過當にあらざるが如し斯る卑屈奴を驅て外國獨立の市民と拮抗せしめんとするは抑も亦無理なる注文にてそれ遍く外に向て傲るものは内に恃む所なかる可らず一家眷族の内に齒ひせられざる繼子が偶々戶外に出でゝ遊戲することありとても何として能く他の群童を凌駕して勢力を張るを得んや左れば今の日本人民は恰も一國内の繼子にして其繼子の根性は容易に拔く可らざるものとして猶は暫く之を忍ぶも獨り怪む日本の官吏は日本の平民に對してのみ頗ぶる莊嚴なりと雖も外國の平民に對する時に當りては啻に平等を許すのみか時としては席を讓りて敬意を表することなきにあらず故に無心なる人民の目より之を見れば彼國の平民は我國の官吏に勝るの觀を爲し我々が平生より鬼神視する所の官吏にても外國の平民に接するときは忽ち鬼神ならずして鬼神却て人間の下に在ることなきにあらず左りとは平民も外國の二字を冠すれば恐る可きものなり外國の平民は迚も日本國平民の對等にあらずとて左なきだに自尊の念に乏しき者共がいよ〳〵ます〳〵外國人を恐るゝは正に今日人民外交の實相なり世人或は我平民を評して其外人に對するや卑屈なりとて責る者なきにあらざれども我輩は直に其卑屈者を咎めずして之をして卑屈ならしめたる原因を求めんと欲する者なり過日（本月一日）の時事新報に我日本國の中等社會には立國の背骨たる可きもの決して乏しからずとの次第を記したり今や其背骨をして骨の用を爲さしむるか、或は然らずして之を鷄肋視し徒に取捨に苦んで遂に其用を空ふするか我輩は竊に政府の方針を窺ふて國運を卜するのみ顧れば條約改正の一件も未だ不滿足なるを免れず祈る所は人民同士の外交にあることなれども前陳の次第にては何れの時か能く彼我對等の地位に進步すべきや我輩は政府當局者の爲めを謀りて其應援の乏しきを悲しむ者なり

官報

○敍任及辭令

非職元外務少書記官從六位　高　眞二
任外務省翻譯官　敍奏任官三等　外務省翻譯官從六位　高　眞二
陞敍奏任官三等賜下級俸　大坂府書記官正七位　武內　維積
任司法省參事官　始審裁判所判事從七位　樋山　資之
敍奏任官四等　司法省參事官從七位　樋山　資之
陞敍奏任官四等　遞信大臣秘書官從七位　若宮　正音
任德島縣書記官　三等警視正七位　杉本　重遠
敍奏任官四等賜上級俸　德島縣書記官正七位　杉本　重遠
任宮崎縣收稅長　愛媛縣收稅長正七位　荒木　利定
敍奏任官四等賜下級俸　宮崎縣收稅長正七位　荒木　利定
任四等警視　五等警視正八位　川路　利恭
敍奏任官五等　四等警視正八位　川路　利恭
任愛媛縣收稅長　非職島根縣收稅長從七位　關　方高
敍奏任官五等賜中級俸　愛媛縣收稅長從七位　關　方高
任香川縣收稅長　宮崎縣收稅長　坂本　俊健
敍奏任官五等賜中級俸　香川縣收稅長　坂本　俊健
任五等警視　警視廳警部陸軍步兵少尉正八位勳六等　小川　博明
任五等警視　警視廳警部陸軍步兵少尉正八位勳六等　丹羽　五郎
敍奏任官六等　五等警視正八位勳六等　小川　博明
敍奏任官六等　五等警視正八位勳六等　丹羽　五郎
（以上去る七日）

免本官專任司法書記官　司法省參事官兼司法書記官　波多野敬直
非職ヲ命ス　德島縣書記官　磯部　爲吉
（以上十二月七日內閣）

○官吏發着　山縣內務大臣の一行は去る七日午後三時三十分上海に着せり

○土地鳴動　岐阜縣飛驒國吉城郡神賣村平湯組に於て去月十日地震ありし以來晝夜三四回づゝ土地鳴動し其大なるは建物を搖動するに至る又溫泉湧出の場所も少しく其位置を變したるかため浴客も自然減少せる旨同縣より報告ありたり（內務省）

○銅買占へ一年間の働作　夫の巴里金屬會社が世上に佛蘭西シンヂケートの名を博し銅相場を左右せんと欲して廣大なる投機業を始めたるより今既に一箇年を經過せり此際此投機業の成績如何を探考するは無用の業にあらざるべし思ふに此所謂シンヂケートは或る點に於ては成功ありしこと疑なし其計畫に種々の困難あるにも拘らず世界各地の重なる產銅家と特約を結び銅產出高の多分を一手に買占め爲に其相場を二倍以上に進め以て一方の消費者より巨多の利益を得たるは即ち此シンヂケートの成績なり同時に銅業に關係ある株券は著しく騰貴したるにより此點に於ても亦シンヂケートは幾多の利益を收めたることを疑なし然れども此等の結果を得るがために非常の負擔を生じたり而して今も尙は此負擔を增加し居るものなりシンヂケート如何に巧に銅を買占め其價格を騰貴せしむるとも消費者は之に應じて何處までも高價の銅を購ふことをなし從て需要供給の平均を失ひ買占高は漸次に增すも其販路は稍々退縮の姿を顯さゞるを得ず現にシンヂケートの手元に堆積する銅は十萬噸に下らず而して其約定高も尙は十一二萬噸に下らず左の一表はエチ　アルメルトン商會より得たるものなるが之を一見せば銅の供給增加するに關らず取引高は却て益々減ぜることを知り得べし

	英佛兩國銅供給總高（噸）	英佛兩國銅取引總高（噸）	英佛兩國銅有高（智利及濠洲より輸入セルモノヲ合算ス）（噸）
千八百八十七年十月	一〇、六四七	一一、三二〇	四八、五〇三
同十一月	九、八三四	一三、二一六	四五、一二一
同十二月	九、二六七	一二、〇八七	四二、三〇一
千八百八十八年一月	九、一一九	五、九二八	四五、四九二
同二月	一一、七一七	四、六一六	五二、五九三
同三月	一〇、六四三	四、四八九	五八、七四七
同四月	一一、四七九	五、八七七	六四、三四九
同五月	一一、一八二	六、〇四四	六九、四八七
同六月	八、九六八	六、二一二	七二、二四三
同七月	一二、八三五	五、八九一	七九、一八七
同八月	一〇、七八四	三、二七〇	八六、七〇一
同九月	八、六一九	四、五六六	九〇、七五四
	一二五、〇九四	八三、五一六	

茲に又照對のため前三箇年の統計を擧ぐれば左の如し

	英佛兩國銅供給總高（噸）	英佛兩國銅取引總高（噸）
自千八百八十五年十月至千八百八十六年九月	九九、四七七	九二、七一六
自千八百八十六年十月至千八百八十七年九月	七九、五一四	九五、一六四
自千八百八十七年十月至千八百八十八年九月	一二五、〇九四	八三、五一六

前掲の表に據れば供給は過ぐる十二箇月に四萬五千五百八十噸を增せり此增加の一大原因は夫のシンヂケートが買占のため產銅家が平生よりも一層多く製產せるにあり斯く產銅家は其製產高を增加するも買占人は常に產銅家のために其計畫を破られんことを恐れて勢之を制すること能はざるなり加之近頃又濠太剌利に新銅山の開掘あり若し銅相場今日の如く引續きて高貴ならんには新銅山の開掘益々盛にして銅の產出も彌々多かるべし

供給に反して取引高は過ぐる十二箇月に一萬一千六百四十八噸を減せり造船業其他銅を用ふること多量なる工事の盛なる今日にありて斯く取引高を減ぜりと言へば事甚だ奇異なるが如しと雖も更に之を參考するときは取引高減少と消費高增加と強ちに兩立し難きにあらず何となれば買占人等の取引と稱するは產銅家より直接に銅を買占むるの謂なるを以て消費者等は右取引のために相場騰貴するを見ては方向を轉じて他より其銅を購入し若くは其從前求め置きたる銅を消費するが故なり之を實際に徵するも消費者の需要は右に言ふ如き供給を以て充てらること甚だ多し斯くてシンヂケートは其買占めたる銅の販路を得ること少く遂に今日に至り

ては十萬噸餘の
以上述ぶる如く
不利甚し然るに
は豫期の如く因
一變して利益を
に出て全く理の
之を主張する者
場を壟斷せんと
千八百八十七年
を正常の價格に
あり乎否やを知
るべからず若し
を高貴ならしむ
試に夫の重要な
んに諸產業の中
銅鑛業の如く甚
きは千八百六十
五十仙宛支拂ひ
八十三仙餘とな
四十七仙餘とな
じたるを以て千
銅の產出費一封
五年には同八仙
費用節減方法を
り之に由りて見
高貴ならしむる
右にも言ふ如く
すれば殆ど半額
貴あり抑も先般
の產出增加せる
落せるは即ち製
以て之を言へば
高貴ならしむる
べきのみ
シンヤケートを
今其需要多きよ
供給の多分を專
夥多なる銅の堆
說は新開の銅山
たるの言あり尤
何となれば新開
ず相場下落の恐
手すること能は
騰貴の勢あるに
結果は今後日を
ートと特約を結
べきを以て活潑
ート一手にては
ザケートも亦茲
向ひ產出を制限
開く所に據れば
を減ずるにあり
き損失は高價買
年と爲さずして
云ふ然れども買
限せんとする事
情勢に敵し難き
定は果して實際
へ之を取結び得
を回復するに遇
の價を高めざる
行はれて產出增
價高貴なる今日
額七八百萬砂に
益も此費用のた
るにシンヤケート
べし其過るべから
の銅相場と同じ
を偸み備べきや
あるべきこと疑

○石腦油凝結法
商法會議所雜誌の
形體にする方法の